

【Ⅰ】広域的運営推進機関に関する制度設計(第1段階)について

- (1) 送配電等業務指針に記載すべき事項(認可基準)
- (2) 認可を要しない「軽微変更」の範囲
- (3) 財務及び会計に関する事項

【Ⅱ】適正取引ガイドラインの見直しについて

- (1) 第1段階の法改正に伴う改正(ガイドライン改定案の提示)

【Ⅲ】電力システムの増強・敷設に係る発電事業者の費用負担の在り方について

- ① 系統増強に係る費用負担ルールに関する基本的な考え方の整理
- ② 検討すべき論点と今後の方向性

【Ⅳ】第2段階以降の優先給電ルールの在り方について

- (1) 優先給電ルールを適用すべきタイミング
- (2) 優先給電指令の発動対象
- (3) 優先給電指令の発動順位と適用時期

【Ⅴ】常時バックアップ・部分供給について

- (1) 発電・小売分社化後の常時バックアップ
 - ① 常時バックアップの廃止に向けた考え方
 - ② 提供主体の定義
 - ③ 量・価格の考え方
 - ④ その他の論点
- (2) 低圧自由化後の常時バックアップの量
 - ① 低圧自由化後の常時バックアップの量について
 - ② 常時バックアップ利用枠の算定の元となる「需要拡大量」について
- (3) 低圧の部分供給
 - ① 低圧部分供給を実質的に義務づける範囲について

【Ⅵ】新たな行政組織について

- ① 新組織の業務の具体的イメージ

【Ⅶ】その他

- (1) 第2段階での小売電気事業者の登録要件のうち需要家保護体制について
- (2) 第2段階電事法改正後の供給計画届出様式(案)について

【Ⅷ】事務局以外からの説明事項について

- (1) 一般送配電事業者の調整力確保に要する費用の考え方について
(電気事業連合会)
- (2) スイッチング支援システム等の検討作業会の検討状況について(作業会)